

平成30年第1回定例会会議録（第7号）

平成30年3月23日

○出席議員（24名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	23番	江藤勝彦君
24番	河野数則君	25番	首藤正君

○欠席議員（1名）

22番 三ヶ尻正友君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	樫山隆士君
企画部長	悴田浩治君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	松永徹君	生活環境部長	伊藤守君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	建設部長	狩野俊之君
共創戦略室長	原田勲明君	消防長	河原靖繁君
教育参事	湊博秋君	財政課長	安部政信君

○議会事務局出席者

局	長	檜	垣	伸	晶	次長兼議事総務課長	挾	間	章
補佐兼総務係長		河	野	伸	久	補佐兼議事係長	浜	崎	憲
補	佐	佐	保	博	士	主	查	安	藤
主	査	佐	藤	英	幸	主	査	矢	野
主	事	橋	本	寛	子	速	記	者	桐
									生
									正
									子

○議事日程表（第7号）

平成30年3月23日（金曜日）午前10時00分開議

- 第 1 上程中の議案に対する予算特別委員会委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第39号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第 3 報告第1号 市長専決処分について
- 第 4 議員提出議案第1号 所有者不明の土地利用を求める意見書
議員提出議案第2号 白タク行為の容認を旨とした規制改革に反対する意見書
- 第 5 議員派遣の件
- 第 6 議会運営委員会委員の選任

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6（議事日程に同じ）

日程追加 副議長辞職の件

副議長の選挙

午前 10 時 00 分 開会

○議長（黒木愛一郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 7 号により行います。

日程第 1 により、上程中の議案 11 件に対する予算決算特別委員会の審査の経過と結果について、委員長から報告を願います。

（予算決算特別委員会委員長・加藤信康君登壇）

○予算決算特別委員会委員長（加藤信康君） それでは、予算決算特別委員会の委員長報告を行います。

予算決算特別委員会は、去る 3 月 6 日の本会議におきまして付託を受けました議第 8 号平成 30 年度別府市一般会計予算外、予算議案 8 件及び議第 25 号別府市介護保険条例の一部改正について外、条例議案 1 件の計 11 議案についての審査をするため、3 月 13 日から 15 日の 3 日間にわたり委員会を開会し、会派代表者質疑並びに個人質疑において慎重な審査を行いましたので、当委員会での意見と審査結果について御報告をいたします。

まず、議第 8 号平成 30 年度別府市一般会計予算についてであります。

最初に、B－b i z L I N K 連携事業についてです。

「べっぷ未来共創戦略」における「儲かる別府への進化（しごとの創生）」の実現に向けた産業連携・協働プラットフォームによる地元産業の活性化を促進することに重点が置かれていることが理解されます。

具体的には、一般社団法人 B－b i z L I N K に、4 「B」 i 地域産業イノベーション推進事業や DMO 推進事業、販路開拓支援事業、空き家事業等の委託事業が拡大して実施されるものです。さらに、付随してニューヨーク支店開設（竹細工販路拡大）事業、学生大同総会開催事業等が新規の事業として実施されるものです。

その目的や理念等は理解できるものの、実施期間・事業計画や成果目標をより明確にした上での事業の実施を求めます。特に一般社団法人 B－b i z L I N K については、多額の公金が投資されます。組織の運営においては十分な透明性と公平性を確保するとともに、人材の登用においては専門性をより重視すべきであります。一般社団法人への投資者は納税者である市民であり、その利益は市民に還元することが大前提となります。国外や国内の都市部に限る利益の還元にならないことを強く要望します。

また、鉄輪地獄地帯公園整備に要する経費、別府海浜砂湯改修に要する経費については、民間活力を活用した PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）による事業であり、財政運営上、効率的な事業と理解されるものの、拡大する事業の必要性に対する疑義や具体的な整備内容等が見えないとの指摘、また、整備や運営に係る民間企業の選定においては、将来を見越し、より慎重を期すべきとの意見がなされました。

また、協働事業推進に要する経費においては、ひとまもり・まちまもり自治区事業費補助金に対する事業採択要件を緩和すべき、敬老祝金支給に要する経費においては、限られた高齢者福祉関連予算の中で、その必要性と効果を再度検討すべき、実相寺古墳群整備に要する経費においては、実相寺古墳群は、本市の貴重な文化財であり、教育並びに観光との連携によるさらなる充実を図るべき、そのほか、女性保護対策に要する経費、職員人事管理に要する経費等に対する意見が、質疑を通じてなされました。

次に、議第 10 号平成 30 年度別府市競輪事業特別会計予算についてであります。

G 1（全日本選抜グランプリ）の開催等により、大幅な増収が見込まれています。公営競技事務所職員の営業努力の結果であるとともに、一般会計に対する貴重な財源として、さらなる成果を期待するものであります。

次に、議第 14 号平成 30 年度別府市介護保険事業特別会計予算についてであります。

要介護認定調査は、介護保険制度の根幹であると考えます。調査員の資質向上と人材確

保は必要不可欠であり、関連予算の充実を図るべきであります。

次に、財政運営についてです。

平成30年度は、前年を上回る過去最高の予算規模であり、地方創生を掲げた積極的予算であります。当市の財政構造は、依存財源に占める割合が多く、財政の硬直化が進んでいます。自主財源としての市税収入は減少しており、特に安定した財政運営において必要不可欠な固定資産税、都市計画税はさらに減少しています。一方、過去5年間で一般財源の占める割合は、最高の数値を示しており、財政調整基金等の残額も減少する見込みとなっています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口によると、別府市の人口は、2040年に10万人を割り込み、高齢人口の割合は増加するとともに、生産年齢人口の割合はさらに減少し、全国の地方自治体においては、存続すら危ぶまれる事態が警告されています。そのような中、当市がさまざまな施策により諸問題に取り組んでいることは理解できます。しかし、財政運営に対する不安は拭い切れないものがあります。

今後、社会保障費は増加し、公共施設の再編等、避けては通れない課題が差し迫っています。市民サービスを維持するために必要な持続可能で安定した財政運営をより明確に示す必要があります。そのためにも、第4次行政改革推進計画を柱とした中期財政計画の見直しと財政規律の徹底を求めるものであります。

以上、65事業84項目にわたる質疑がなされたのに対し、採決の結果、議第8号平成30年度別府市一般会計予算、議第9号平成30年度別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第14号平成30年度別府市介護保険事業特別会計予算、議第25号別府市介護保険条例の一部改正について、以上4件につきましては、一部の委員から反対の意思表示がなされましたが、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、議第10号平成30年度別府市競輪事業特別会計予算、議第11号平成30年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、議第12号平成30年度別府市公共下水道事業特別会計予算、議第13号平成30年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算、議第15号平成30年度別府市後期高齢者医療特別会計予算、議第16号平成30年度別府市水道事業会計予算、議第28号別府市未給水地域給水施設整備事業分担金徴収条例の制定について、以上7件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、当特別委員会は、議会審議の充実のために予算審議と決算認定審査の循環性を目的として設置しております。

今回、各委員より、決算認定審査意見書に対する当初予算への対応等の質疑が多数なされております。執行部に対しましては、今後とも決算認定審査意見書を尊重した当初予算編成を望むとともに、議会に対する説明責任を果たしていただきたいと切に要望いたします。

「議会」と「執行部」が互いの役割を強く自覚し、尊重し、協力することで、円滑な行政運営が行われるとともに、真の公共の福祉実現につながるものと確信しております。

執行部におかれましては、今後とも議会審議の充実に御協力いただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会に付託を受けました議案11件に対する意見と審査結果の報告を終わります。

何とぞ、各議員の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(黒木愛一郎君) 以上で、予算決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(7番・野上泰生君登壇)

○7番(野上泰生君) 議第8号平成30年度別府市一般会計予算に反対の立場で討論します。

本市の財政は、平成28年度以降悪化しています。本市が持続可能な財政運営を図るためには、現実的かつ具体的な財政改革プランの作成と執行が急務と考えますが、委員会での質疑を通しての確認ができませんでした。

このことは、地方財政法第4条の2「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにならなければならない。」という規定に反していると考え、本予算に反対いたします。

次に、個別事業への意見を述べます。

都市公園整備事業のうち、「鉄輪地獄地帯公園整備に要する経費」の1億7,772万円に反対です。

本事業は、今後3年間で公園整備に約4億5,000万円の資金を投入するものです。民間資金の導入を図る事業とはいえ、この4億5,000万円の初期投資は、回収の見込みがありません。また、整備後に行われる予定の民間投資計画も具体性を欠き、事業リスクの判断ができません。この開発は不要不急のものであり、今の財政状況では身の丈を超えた投資です。公共施設の整備再編の流れにも逆行しています。

老人福祉事業費のうち、「敬老祝金の支給に要する経費」の6,667万円に反対です。

平成29年度からひとまもり・おでかけ支援事業も始まり、老人福祉事業費は大きくふえました。節目年齢で現金を直接支給する本事業は、政策的効果も明確でなく、本市の財政状況を考えると、速やかに終了すべきものです。

企画費のうち、「4『B』i地域産業イノベーション推進に要する経費」の3,000万円に反対です。

本事業には、既に7,000万円近い資金が投入されていますが、その成果は不十分です。にもかかわらず、市側からの具体的な改善策は示されていません。このままでの継続はすべきではありません。

商工振興費のうち、「ニューヨーク支店開設に要する経費」700万円に反対です。

本市の伝統産業である竹産業の振興に関しては、伝統産業会館、ブランド化事業、イノベーション事業など、1,800万円を超える予算が投入されます。それに加えて、民間事業者が海外で行う販路開拓の取り組みに公金を投入する必要性はありません。

商工振興費のうち、「B-b i z L I N Kに要する経費」の4,127万円に懸念を表明します。

平成30年度は、B-b i z L I N Kに対して各部署から1億1,000万円を超える各種業務が委託されます。全体で1億5,000万円を超える予算を託す組織でありながら、具体的な成果目標の設定もされておらず、責任の所在も不明確です。速やかに権限と責任が明確な成果重視型の組織とすることを求めます。

本市の主要産業である観光・医療・福祉・建設・小売などの事業者は、現場人材の不足という共通の経営課題を有しています。市は、そのことを理解しながら、今回の予算提案において十分な対策を講じていないことに懸念を表明します。

ビジネスの経験も少ない行政が描いたシナリオのもとで経済振興を図ることは避けるべきです。必要なのは、民間事業者との丁寧な対話を通じてそれぞれの固有の経営課題を適切に把握し、解決に導くことを目的にした専門的な人材や組織への投資であると指摘します。

以上のことを理由とし、議第8号平成30年度別府市一般会計予算に反対します。

(17 番・平野文活君登壇)

○17 番 (平野文活君) 私は、議第 8 号平成 30 年度別府市一般会計予算、議第 9 号平成 30 年度別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第 14 号平成 30 年度別府市介護保険事業特別会計予算、並びに議第 25 号別府市介護保険条例の一部改正についての 4 議案に対する反対討論を行います。

まず、一般会計予算についてです。

大分県が毎年発表している 1 人当たり市町村民所得を見ると、今から 10 年前の平成 19 年度の 1 人当たり所得は、県平均が 263 万 8,000 円、別府市は 225 万 8,000 円で、14 市の上から 8 番目でした。最新のデータは平成 26 年度ですが、県平均は 255 万 9,000 円、別府市は 210 万 4,000 円で、14 市のうち 13 番目、下から 2 番目まで下がっております。ですから、長野市政が掲げる「儲かる別府」づくりは、市民の切実な願いとなっているのです。

しかし、これまで 3 年間の市政運営を見る限り、この挑戦は成功していません。それは、毎年の市民各階層ごとの市民所得の推移を見ても明らかです。とりわけ自営業者の総所得金額は、平成 19 年度の 64 億 5,616 万円から平成 29 年度の 56 億 8,229 万円、市民税所得割納税義務者数は、2,177 人から 1,836 人に大きく落ち込んだままです。

「儲かる別府」を目指した新規事業である 4「B」i や B-b i z L I N K は、掲げた目標に遠く及ばず、議会から方向性が示されていないと指摘されても、平成 30 年度予算でも、市民理解が得られる努力をしているようには見えません。全国に広がった b i z の先駆けとなった静岡県富士市の「f - B i z」の運営責任者が、「公金の無駄遣いと言われられないように、結果を出すことにこだわっている」と言われたことが、印象深く耳に残っております。

また、広域行政に要する経費・藤ヶ谷清掃センター管理運営費の負担金 7 億 1,209 万 9,000 円は、不明朗な入札や契約による高過ぎる負担金であり、さらに、相変わらず特定の同和団体に偏った高額過ぎる団体補助金にも反対いたします。

次に、国民健康保険事業特別会計についてです。

平成 30 年度の国民健康保険税の税率は、据え置きということですが、これは所得の割には高過ぎる国保税を維持するという事です。税額は県下最高クラス、その結果、収納率は県下最低クラス。そのため、県が請求する納付金額を国保税集で集め切れないという事態が起り得ることです。その場合も「介護保険会計とともに法定外繰り入れはイレギュラー」という市長の見解を通そうとすれば、高過ぎる国保税をさらに引き上げるという選択肢しか残りません。

最後に、介護保険事業特別会計予算と介護保険条例改正案についてです。

これは、有権者の約 40% を占める 65 歳以上の高齢者に対して約 1 億円の負担をふやすというものであり、到底容認できません。

以上、4 議案に反対であることを表明して、討論を終わります。

○議長 (黒木愛一郎君) 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の議案 11 件について、順次採決を行います。

上程中の議第 8 号平成 30 年度別府市一般会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 (黒木愛一郎君) 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第9号平成30年度別府市国民健康保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（黒木愛一郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第14号平成30年度別府市介護保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（黒木愛一郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第25号別府市介護保険条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（黒木愛一郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第10号平成30年度別府市競輪事業特別会計予算から、議第13号平成30年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算まで、議第15号平成30年度別府市後期高齢者医療特別会計予算、及び議第16号平成30年度別府市水道事業会計予算、並びに議第28号別府市未給水地域給水施設整備事業分担金徴収条例の制定についてまで、以上7件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上7件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上7件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2により、議第39号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

- 市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第39号は、人権擁護委員として、佐藤久美子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いをいたします。

- 議長（黒木愛一郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒木愛一郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 39 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 39 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 3 により、報告第 1 号市長専決処分についての報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） 御報告いたします。

報告第 1 号は、ごみ収集作業による事故の和解及び損害賠償の額の決定並びに市営住宅の未納家賃に係る訴え提起前の和解 2 件について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものです。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（黒木愛一郎君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 4 により、議員提出議案第 1 号所有者不明の土地利用を求める意見書、及び議員提出議案第 2 号白タク行為の容認を旨とした規制改革に反対する意見書、以上 2 件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第 1 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（9 番・穴井宏二君登壇）

○9 番（穴井宏二君） 議員提出議案第 1 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

所有者不明の土地利用を求める意見書

平成 28 年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約 20%に上ることが明らかにされた。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040 年にはほぼ北海道の面積に相当する約 720 万ヘクタールの所有者不明土地が発生すると予想している。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名・住所を調べてもわからなければ、調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるのだが、探索など手続に多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者 1 人につき管理人 1 人を選任するため、不在者が多数に上ると手続に多大な時間と労力がかかる。所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきである。

記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。

- 4 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
 - 5 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用促進を図ること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 23 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(黒木愛一郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木愛一郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木愛一郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 1 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木愛一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 2 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(10 番・加藤信康君登壇)

○10 番(加藤信康君) 議員提出議案第 2 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

白タク行為の容認を旨とした規制改革に反対する意見書

タクシー事業など一般乗用旅客自動車運送事業を営む場合は、道路運送法の規定による許可が必要とされるが、その許可を得ることなく、「ライドシェア実験」と称したいわゆる白タク行為を開始した企業が、国土交通省から同法に抵触するおそれがあるとして指導を受け、1 カ月後に中止したことは記憶に新しいところである。

一方、昨今、こうした行為を容認すべきとする一部経済界の動きが活発化している。すなわち、インターネットを活用した白タク行為を合法化すべく、道路運送法の改正等について、シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備との名目の下、自民党の規制改革委員会及び経済好循環実現委員会に対し、また、政府の規制改革会議、国家戦略特区諮問会議等に対して要望・提案が行われているところである。

超高齢化社会における利用者ニーズの多様化、訪日外国人の増加、IOT 環境の進展などを勘案しての動きと推察するものではあるが、もとより、この問題において最も重視されるべきは、交通政策基本法及びこれを踏まえた関係法令の精神たる「安全の確保」であることは、論を待たないところである。仮にこうした行為が無秩序に容認されれば、経済合理性に過度に重きを置いた経営などにより、利用者の安全が担保されない事態が常態化し、ひいては地方創生の一端を担う地域公共交通に大きな混乱を来すおそれは否めず、こ

うした安全性を損ねることにつながりかねない規制改革は容易に認めることはできない。
よって、国及び政府におかれては、一部地域での交通弱者への配慮をしつつも、白タク行為の容認を旨とした規制改革は行わないよう強く求める。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革） 殿

何とぞ、議員各位の賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（黒木愛一郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第2号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（黒木愛一郎君） 再開いたします。

先ほど、副議長・三重忠昭君から私宛てに、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。三重忠昭君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、三重忠昭君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

○議長（黒木愛一郎君） ただいまの出席議員数は、24 人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投 票 用 紙 配 付）

○議長（黒木愛一郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投 票 箱 点 検）

○議長（黒木愛一郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票願います。

（投 票）

○議長（黒木愛一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

○議長（黒木愛一郎君） これより開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番・野上泰生君及び 14 番・市原隆生君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（黒木愛一郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 24 票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち、

有効投票 24 票

無効投票 0 票

有効投票中、

5番 森 大輔君 24票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、6票であります。

よって、森大輔君が、副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました森大輔君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

ここで、新旧副議長よりそれぞれ退任と就任の挨拶をお願いいたします。

〔新旧副議長挨拶〕

○旧副議長（三重忠昭君） 副議長退任に当たり、一言お礼の御挨拶を述べさせていただきます。

副議長に就任してこの1年間、堀本前議長、そして黒木議長、先輩議員、それから同僚議員の皆様には、大変お世話になりました。

そして、長野市長をトップに執行部の皆様、また市の職員の皆様にも、大変お世話になりました。

そして、何よりも一番近くで支えていただきました檜垣議会事務局長、それから議会事務局のスタッフの皆様にも、重ねて深く感謝とお礼を申し上げたいと思います。

本当に多くの皆様のおかげで円滑な議会運営、それから議長の代理を何とか務めることができたのではないかなというふうに思っております。また、議長の代理として市内外の多くの会議や研修会等にも出席をさせていただき、さまざまな経験、そして多くのことを学習させていただきました。

今後は、この貴重な経験をしっかりと生かしながら、また別府市勢発展、そして市民生活向上に向けて一層の努力を尽くしてまいりたい、このように思っているところでございます。そのことをお誓い申し上げて、甚だ簡単ではありますが、退任に当たりましてのお礼の御挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○新副議長（森 大輔君） ただいま、皆様の御推挙を賜り、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

ここに来ると緊張します。今後も日本一の温泉都市として別府市の国際観光都市として世界へ伝え、広めるべく、観光地としての魅力向上、そして市民生活、福祉の充実、そして別府市発展のために誠心誠意取り組んでまいりたいと決意申し上げる所存でございます。

また、黒木議長をサポートし、円滑な市政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

まだ経験の浅い未熟な私ではございますが、先輩議員、同僚議員、そして人生の先輩であります議員の皆様、どうぞ今後とも温かい御指導・御鞭撻いただきますよう、心よりお願いを申し上げ、簡単ではございますが、私の決意とお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（黒木愛一郎君） 市長より御挨拶がありますので、お願いいたします。

〔市長挨拶〕

○市長（長野恭紘君） それでは、一言御礼とお喜びを申し上げたいと思います。

三重副議長におかれましては、昨年3月に副議長に御就任をされて以来、堀本前議長、昨年9月に就任されました黒木現議長と2代の議長を補佐されながら、別府市勢の発展と市民福祉の向上に多大なお力添えをいただきました。行政を代表して、また、この場をお借りいたしまして、厚く感謝とお礼を申し上げますとともに、今後とも別府市勢のさらなる飛躍・発展のために一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

そして、ただいま全会一致によつての御支援によりまして新副議長に就任をされました

森大輔議員におかれましては、今日までの豊富な経験と知識を生かし、議会運営にその手腕を発揮していただきますとともに、あわせて市勢の発展並びに市民福祉の向上にお力添えをいただきますことを切にお願い申し上げさせていただきます、お祝いの御挨拶とさせていただきます。

おめでとうございます。

- 議長（黒木愛一郎君） 次に、日程第6により、議会運営委員会の委員の任期満了に伴う委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

3番 安部一郎君

4番 小野正明君

10番 加藤信康君

13番 萩野忠好君

18番 松川峰生君

20番 堀本博行君

21番 山本一成君

24番 河野数則君

以上8名の方々を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上8名の方々を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時12分 再開

- 議長（黒木愛一郎君） 再開いたします。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について委員長から御報告願います。

（議会運営委員会委員長・堀本博行君登壇）

- 議会運営委員会委員長（堀本博行君） 議会運営委員会は、休憩中に委員会を開催いたしましたので、その審査結果について御報告を申し上げます。

最初に、正・副委員長の互選を行いました、委員長には私、堀本博行が、副委員長には萩野忠好議員が選任をされましたので、よろしくお願いをいたします。

引き続き、当議会運営委員会の今後の運営等について協議の結果、議会運営委員会の委員会活動は、地方自治法等の定めにより原則的に議会の開会中に限られることになっておりますが、議会運営委員会の所管事項の中には、次の定例会の日程調整等の事項があり、これらの事項は、当然議会の閉会中に処理しなければならないものであるところから、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例・規則等例規の改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全員異議なく議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査に付することに決定をいたしました。

以上、先ほど開催いたしました議会運営委員会の審査結果についての御報告を申し上げましたが、何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（黒木愛一郎君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告は、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例・規則等例

規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。

本件については、ただいまの委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの委員長報告のとおり、議会運営委員会の所管事項については、閉会中も引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成30年第1回別府市議会定例会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成30年第1回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前11時16分 閉会